

議 事 内 容

専務理事	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>さて、本日の「第31回常設審議委員会」については、審議委員の総数19名に対し11名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第11条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>第31回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今日は、19名の定数に対し11名の出席ということで、10月になり、皆さま非常に行事が多い中で出席いただきましてどうもありがとうございます。</p> <p>さて、7月からご検討いただいております「農地利用の最適化の取り組みを強化するための意見書」を取りまとめまして、今日の委員会の終了後、県の農林水産部長に提出をいたしたいと思っております。皆さま方からのご要望をしっかりと受け止めて、要請を行いたいと思っております。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取について、農地法第4条・3件、第5条・13件及び第18条・1件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。</p>
専務理事	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告いたします。</p>
農業会議事務局	<p>(前回の審議案件の結果について報告。)</p>
専務理事	<p>それでは、審議に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規定に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、鳥栖市・堤委員と武雄市・佐佐木委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局</p>

及び農業会議事務局から、説明をお願いします。

まず、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。

整理番号4-1、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

整理番号4-2、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号4-3、〇〇〇〇申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地のうち420番2外3筆については、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地、420番1については、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから第3種農地と判断され、420番2外3筆について

は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、420番1については許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は県庁、市役所又は町役場(これらの支所を含む。)から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-4、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、地域整備法に該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-5、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は県庁、市役所、又は町役場(これらの支所を含む。)から概ね300m以内、具体的には〇〇地域交流センター「〇〇」市民課出張所窓口から北東に290mにあることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から3件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。

整理番号5-6、〇〇〇〇申請の店舗、車両修理工場及び駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設で、全体雇用者に占める地元農業従事者等の割合が3割以上を保つものとする雇用協定が締結されていることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-7、〇〇〇〇申請の工場用地分譲用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、地域整備法に

該当するものその他地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-8、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可しうることから許可相当、また、一部の農地については、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会からお願いします。

農業会議事務局

〇〇農業委員会より要請がありましたので、農業会議事務局から説明します。

整理番号5-9、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材置場及び駐車場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可しうることから許可相当と判断されております。

整理番号5-10、〇〇〇〇申請の工事用道路、資材置場及び駐車場用地への一時転用において、申請地は市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものである場合は許可しうることから許可相当と判断されております。

議長

次に、農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-11、〇〇〇〇申請の特別養護老人ホーム用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長

次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会

〇〇農業委員会です。

整理番号5-12、〇〇〇〇申請の駐車場・グラウンドゴルフ場・郷土芸能練習場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設(公民館、市民農園等の農業体験施設、郷土資料館等の教養文化施設、キャンプ場、ゲートボール場等のスポーツレクリエーション施設)である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

補足で、〇〇区の現在の状況を説明します。〇〇区全戸数は310戸、区民数は800人、〇〇区公民館は国道34号線沿いにあり、公民館前の駐車場は詰め込みで6、7台駐車されています。区の行事のグラウンドゴルフ、レクリエーション、運動会は、〇〇高校のグラウンドを使用し、面浮立等の練習の際は、申請地北側の工場・〇〇の駐車場を借用し、工場の空いているところから農道に並び、70人から100人で踊りの練習をされています。以前は学校側に区の利用を調整していただいていたのですが、最近は高校の行事や部活動を優先されるため、利用が難しくなっており、数年前から区の総会でも議題とされてきました。総会時にも駐車場がない、区民が集まれる広い場所が欲しい、子供を広場で遊ばせたい、〇〇区には多目的のグラウンドが必要との声があり、地権者からも使用貸借で無償で区に利用していただきたいとの希望で、今回の申請となりました。

整理番号5-13、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用において、申請地は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議 長 農地法第4条関係3件、第5条関係13件について説明がありました。

ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議 長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それ

では、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 図面を見ると、申請地が道路にかかっている部分がありますが、これはどういう風になっているのでしょうか。

〇〇農業委員会 ゼンリン地図を使って図面を作成しておりますが、きちっと位置合わせができなかったもので大変申し訳ありません。道路にはかかっておりません。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」

		として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
	委員一同	(全員挙手)

議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業団地用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の店舗、車両修理工場及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員		申請理由のところに、以前許可を受けた農地という表現がありますが、それは28ページの申請地の中にあるということでしょうか、それともそれ以外にあるということでしょうか。

〇〇農業委員会	28ページの図面で、北側に三角地の部分がありますが、そこに含まれます。
〇 〇 委 員	所有権移転と賃借権設定とありますが、どの部分が所有権移転でどの部分が賃借権設定となりますか。
〇〇農業委員会	地図の一番南側の角だけが賃借となっております。
〇 〇 委 員	面積は分かれますか。
〇〇農業委員会	面積は、2,927㎡です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工業用地分譲用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	有効面積が48,000㎡程となっておりますが、分譲予定はどのようになっていますか。何区画あるのでしょうか。
〇〇農業委員会	33ページをご覧ください。この中で、調整池と広場とありますが、その他に道を挟んで北側に三角地のところがあります。ここは水路の管理用地として使われるとのことで、それ以外の部分が造成地となります。区画というのは特にはありません。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)

議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の資材置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委	員	参考事項の中で、一時転用期間が2018年11月1日からと明記されていますが、これは許可後とすべきではないですか。
〇〇農業委員会		はい、その通りです。許可後となります。
〇〇委員		参考事項に、資材置場として利用していたことについての始末書添付とありますが、転用期間は11月1日からということで、どういことでしょうか。
〇〇農業委員会		土地の所有者の方が、資材置場等にされていて耕作されていない状況でしたので、始末書を添付していただいております。
〇〇委員		〇〇〇〇が資材置場として利用していたのではないのですね。
〇〇農業委員会		はい、そうです。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事中道路、資材置場及び駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の工事中道路、資材置場及び駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の特別養護老人ホーム用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(全員挙手)
議	長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の駐車場・グランドゴルフ場・郷土芸能練習場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇 〇 委 員 貸付人の〇〇〇〇さんは、今何歳ぐらいになられるのですか。

〇〇農業委員会 年齢までは把握しておりません。

〇 〇 委 員 使用貸借で何年契約をされていますか。

〇〇農業委員会 20年です。

〇 〇 委 員 ひょっとすると高齢の方で、財産相続人がいらっしゃるのではないですか。

〇〇農業委員会 〇〇〇〇様にご家族はいらっしゃいます。他の貸付人2名様にも、ご家族がいらっしゃいます。

〇 〇 委 員 分かりました。トラブルになることがなければいいです。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇 〇 委 員 使用貸借権を今寺区自治会にとのことですが、自治会の方は地縁団体か何かになさっていると思ってよいですか。

〇〇農業委員会 はい。平成8年9月25日に地縁団体として許可を受けられています。

〇 〇 委 員 〇〇市で今後もこういう形で出てくる可能性がありますか。他の区からもこういう要望があったり、気運があったりするのでしょうか。

〇〇農業委員会 いえ、〇〇区自治会からは、2年ほど前から相談があっただけで、除外申請を行ってやっと今回の申請に至った訳ですけども、他の地区からは今のところそのような相談は受けておりません。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会経由、〇〇〇〇申請の店舗用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	賃貸借契約期間は、20年ぐらい結ばれていますか。
〇〇農業委員会	はい、20年です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	次に、農地法第18条の規定による意見聴取に入ります。内容について、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	整理番号18-1、〇〇〇〇申請の賃貸借解除の案件となっております。 (内容について説明。) 農地法第18条第2項第1項の「信義に反した行為をした場合」及び第6項の「その他正当の事由がある場合」に該当し、申請どおり許可相当と判断しております。

議 長	ただいま〇〇農業委員会より説明がありました。この案件についてご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	農地法5条の許可を条件とした仮登記と抵当権設定をされたとのことですが、何年以内にといた決り事はされていなかったのでしょうか。
〇〇農業委員会	何年以内という約束まではなさっておられず、そのままお金のやり取りだけをされていたという状況です。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇 〇 委 員	このような事案というのは〇〇市内に他にもありそうですか。
〇〇農業委員会	それは分かりませんが、この18条の申請関係は、平成25年に1件ありまして、それから今回の案件までずっとなかったもので、かなりレアなものでございます。
議 長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員	(意見・質問・異議なし)
議 長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委 員 一 同	(全員挙手)
議 長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議 長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係3件、第5条関係13件、第18条関係1件について、各市町農業委員会会長に、「異議なし」として回答いたします。
専 務 理 事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議 長	続きまして、次の項目に移ります。

		「集落営農法人における農地中間管理事業の活用」について、事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局		(資料2について説明。)
議 長		このことについて、皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
常設審議委員		(情報共有・意見交換)
議 長		それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。
専 務 理 事		ありがとうございました。 最後に、その他の項目に移ります。
農業会議事務局		(資料3について説明。)
専 務 理 事		以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 5 0 分